

公益財団法人 ケア・インターナショナル ジャパン
会員及び会費に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人 ケア・インターナショナル ジャパン（以下、「本財団」という）寄附行為第57条の規定に基づき、本財団の会員及び会費に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(会員の種別)

第2条 本財団の会員は次の三種とする。

- (1) 個人会員：本財団の目的に賛同して入会した個人
- (2) 支援組織会員（ケア・フレンズ及びケア・サポーターズクラブ）：本財団の目的に賛同して入会した団体
- (3) 法人会員：本財団の目的に賛同して入会した法人

(入会)

第3条 本財団の会員として入会しようとする者は、次の方法で入会する。

- (1) 個人会員：本人の加入意思を確認できる方法をもって入会と認める。
- (2) 支援組織会員：入会申込書により理事長に申し込むものとする。入会は、理事長がその可否を決定し、通知するものとする。
- (3) 法人会員：入会申込書により理事長に申し込むものとする。入会は、理事長がその可否を決定し、通知するものとする。

(会費)

第4条 本財団の会員は、次の会費を納入しなければならない。

- (1) 個人会員 1万円（1口/年）
- (2) ケア・フレンズ 3千円x会員数（組織/月）
- (3) ケア・サポーターズクラブ 50万円（組織/年）
- (4) 法人会員 10万円（1口/年）

(会費の用途)

第5条 第4条の会費は、毎事業年度における合計額の50%以上を当該年度の公益目的事業に使用する。

(会員の特典)

第6条 会員は次の特典を享受することができる。

- (1) 本財団が刊行する広報誌や年次報告書などの定期入手
- (2) 本財団のウェブサイトや電子メールなどでの情報の入手
- (3) 本財団が開催・共催するイベントや講演会などに関する情報の優先入手
- (4) その他本財団が会員に提供するサービス

(会員への報告)

第7条 本財団は、会員に対し、公益目的事業に関する事業計画・報告及び予算・決算報告などを、広報誌、年次報告書、本財団ウェブサイト、講演会やイベントなどで行う。

(会員の資格喪失)

第8条 会員が次の各号の一つに該当する場合は、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき
- (2) 禁治産または準禁治産の宣告を受けたとき
- (3) 死亡、もしくは失踪宣告を受けたとき。または、会員である法人が消滅したとき
- (4) 1年以上会費を滞納したとき
- (5) 除名されたとき

(退 会)

第9条 会員は、書面（様式任意）による退会届を理事長に提出する、あるいは口答で退会の意思を表明し、任意に退会することができる。

2 前項の場合、既納の会費は、いかなる理由があってもこれを返還しない。

(除 名)

第10条 会員が、次の各号の一つに該当する場合は、事務局長の申し立てにより、理事長の了承を得て除名することができる。この場合、その会員に対し、事前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 本財団の定款または規則に違反したとき
- (2) 本財団の名誉を傷つけ、または目的に反する行為をしたとき

(理事会への報告)

第11条 理事長は毎年1回、個人会員の人数、支援組織会員及び法人会員の名称及び代表者名を理事会に報告しなくてはならない

(改正)

第12条 この規程の改正は、理事会の承認を経て、理事長が行う。

附則

- 1 この規程は、当財団が公益財団法人ケア・インターナショナル ジャパンとして登記した日より施行する。
- 2 この規程の施行開始前に受け付けた会員及び会費については、従前の規程に従って取扱う。